

令和元年度当初予算 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度塩谷町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金 91,600 千円
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 1,122,270 千円

(単位:千円)

款	項	目	令和元年度 当初予算額	財 源 内 訳						
				特 定 財 源				一 般 財 源		
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3	1	1	社会福祉総務費	88,958		2,476		254	13,405	72,823
		3	障害福祉費	257,692	115,766	66,369			13,799	61,758
		4	老人福祉費	486,989	936	25,993		2,357	25,606	432,097
			小計	833,639	116,702	94,838	0	2,611	52,810	566,678
	2	1	児童福祉総務費	169,286	92,184	29,221		917	2,770	44,194
		3	母子福祉費	57,142	1,365	12,131			35,298	8,348
			小計	226,428	93,549	41,352	0	917	38,068	52,542
		合計	1,060,067	210,251	136,190	0	3,528	90,878	619,220	
4	1	保健衛生費	2	予防費	62,203		1,095		722	60,386
			合計	62,203	0	1,095	0	0	722	60,386
		計	1,122,270	210,251	137,285	0	3,528	91,600	679,606	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各費目に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。